相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区大平三丁目二番地、最後の住所東京都墨田区墨田三丁目二五番地八―一〇二号宝荘　被相続人　亡　平野もと子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

事務所東京都新宿区新宿一―一五―九さわだビル五階東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末八九九五番地、最後の住所東京都大田区池上三丁目一〇番六号　被相続人　亡　黒木　容子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

東京都千代田区麹町五―三麹町秋山ビルディング九階篠崎綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠崎　正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区相模大野六丁目一番、最後の住所神奈川県相模原市南区相模大野六丁目一番一六号プリモアモーレ三〇四　被相続人　亡　佐藤　靖一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号まもってあげたいビル四階　サガミ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　矢尾　覚史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市保野一三九番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹花三津雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

長野県上田市中央西二丁目三番一七号花岡ビル二〇六

相続財産管理人　弁護士　小池さやか

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市日の出町二番、最後の住所静岡市葵区油山二〇一二番地の二　被相続人　亡　石川　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

静岡市葵区馬場町四三―一　静岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山形　祐生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目一四一九番地、最後の住所愛知県名古屋市中川区山王二丁目六番A―八一四号　一光ハイツ山王　岡田郷二方　被相続人　亡　吉原　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

愛知県名古屋市緑区黒沢台四丁目一五一一番鳴海プラザG二

相続財産管理人　弁護士　仙敷企見雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市小俣町元町四八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　南平きよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

事務所三重県松阪市高町五一二番地一六

相続財産管理人　司法書士　後藤　慶法

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市稲田本町二丁目四四三番地四、最後の住所大阪府東大阪市稲田本町二丁目六番四一号　被相続人　亡　佐田　慎治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階　相続財産管理人　井上　計雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区心斎橋筋一丁目三九番地、最後の住所大阪市中央区心斎橋筋一丁目四番一三号　被相続人　亡　辻　世津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

大阪市中央区南本町一―三―九―一二〇一

相続財産管理人　弁護士　柏木　秀介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区乙木二丁目八七〇番地五〇、最後の住所神戸市垂水区乙木二丁目三番八号　被相続人　亡　竹内　浩介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地　建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　唯人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区大字永犬丸二六一五番地、最後の住所北九州市八幡西区折尾五丁目七番五号（二階）　被相続人　亡　土河　節雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月七日

北九州市戸畑区汐井町一番六号ウェルとばた内

相続財産管理人　一般社団法人北九州成年後見センター

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年十二月七日

大阪市生野区巽南五丁目一四番二一号

三和防錆工業株式会社

代表取締役　長崎　玲子

第20期決算公告

平成28年12月7日

大阪市生野区巽南五丁目14番21号

三和防錆工業株式会社

代表取締役　長崎　玲子

貸借対照表の要旨

（平成28年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	61,725
	固定資産	125,201
	合計	186,926
負債及び純資産の部	流動負債	32,544
	固定負債	169,318
	株主資本	△ 14,935
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 34,935
	その他利益剰余金	△ 34,935
	（うち当期純損失）	（16,695）
	合計	186,926

第25期決算公告

平成28年11月7日

山口県下関市東大和町二丁目16番1号

株式会社フーズ・リョーワ

代表取締役　藤原　淳

貸借対照表の要旨（平成28年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	112,477
	固定資産	1,223
	資産合計	113,700
負債及び純資産の部	流動負債	40,090
	固定負債	1,500
	株主資本	72,110
	資本金	10,000
	利益剰余金	62,110
	利益準備金	1,818
	その他利益剰余金	60,292
	（うち当期純利益）	（12,169）
	負債・純資産合計	113,700